

閣印第三二號

起案 昭和十四年 月 日 閣議決定 昭和十四年 月 日 施行 昭十四年七月五日 公布

内閣總理大臣

内閣書記官長

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

厚生大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

逓信大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

支那事變從軍記章令

右樞密院ノ御諮詢ヲ經テ御下付ニ付同院

上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

上諭案

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事變
從軍記章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名 御璽

昭和十四年七月二十六日

内閣總理大臣

(樞密院上奏ノ通)

臣等支那事變從軍記章令諮詢ノ命ヲ恪ミ
本月十九日ヲ以テ審議ヲ盡シ之ヲ可決セ
リ乃チ謹テ上奏シ更ニ
聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十四年七月十九日

樞密院議長公爵臣

近衛文磨

勅令第四百九十六號

支那事變從軍記章令

第一條 支那事變記念ノ表章トシテ特

ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

章

青銅圓形徑三糎トシ表面ニ

菊御紋、八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞

雲及光ノ圖ヲ鑄出シ裏面ニ

山、雲及波ノ圖ヲ鑄出シ支那

事變ノ四字ヲ識ス

飾版

青銅トシ表面ニ從軍記章ノ

四字ヲ識ス

鈕

青銅トシ表面及裏面ニ日蔭

蔓ノ圖ヲ鑄出ス

綬

織地幅三糎六耗トシ中央赤

色、其ノ左右内側ヨリ各紅色、
香色、納戸色、濃桔梗色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條 從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該
當スル者ニ之ヲ授與ス

一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又
ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケ
テ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人
軍屬及文官

二 事變地ニ臨マザルモ動員部隊若

ハ事變ノ爲臨時編成シタル部隊ニ
編入セラレ又ハ事變ニ關スル軍務
ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル
陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組

船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ
關スル傷病者ノ救護ニ從事シタル者
前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ傭
役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船

員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且
功績アル者ニ非ザレバ從軍記章ヲ授
與セズ

第四條 事變ニ關スル軍務ヲ幫助シ特
ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從軍シ

タル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スル
コトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル
者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ刑ノ
執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法

又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮
ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀
ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免
官又ハ免職セラレタル者ニハ從軍記

章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之
ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ
免職ノ後第三條又ハ第四條ノ規定ニ
該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

相
密
院

キト雖モ仍之ヲ授與ス

ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

支那事變從軍記章ノ圖



閣中三二

御覽濟内閣へ御下付

内閣新王

山

記官長

内閣書記官

法制局長官



外務大臣

山

陸軍大臣

山

文部大臣

逓信大臣

山

厚生大臣

山

内務大臣

山

海軍大臣

山

農林大臣

山

鐵道大臣

山

近衛樞密院議長

大藏大臣

山

司法大臣

山

商工大臣

山

拓務大臣

山

支那事變從軍記章令

起案上申ス依テ

別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條第

法制局

閣中三二

昭和十四年七月六日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

近衛

法制局長官



外務大臣

重光葵

陸軍大臣

杉山元

文部大臣

有田

逓信大臣

青木

厚生大臣

高橋

内務大臣

高橋

海軍大臣

米谷

農林大臣

堀内

鐵道大臣

中野

近衛樞密院議長

大藏大臣

大藏

司法大臣

田中

商工大臣

斎藤

拓務大臣

林

支那事變從軍記章令

起案上申ス依テ

別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條第

法制局

別十號、勅令ナルヲ以テ樞密院ニ御
諮詢相成可然ト認ム

勅令案

別紙、通

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事變從軍記章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

年 月 日

內閣總理大臣

勅令第 號

支那事變從軍記章令

第一條 支那事變記念ノ表章トシテ特ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

章

青銅圓形徑三糎トシ表面ニ菊御紋、八咫鳥、軍旗、軍艦旗、
瑞雲及光ノ圖ヲ鑄出シ裏面ニ山、雲及波ノ圖ヲ鑄出シ支那

事變ノ四字ヲ識ス

飾版 青銅トシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識ス

鈕 青銅トシ表面及裏面ニ日蔭蔓ノ圖ヲ鑄出ス

綬 織地幅三糎六耗トシ中央赤色、其ノ左右内側ヨリ各紅色、
香色、納戸色、濃桔梗色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條 從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

- 一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受
ケテ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官
- 二 事變地ニ臨マザルモ動員部隊若ハ事變ノ爲臨時編成シタル部隊

(日本標準規格B4判) (榛原納)

ニ編入セラレ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

- 三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗
組船員

- 四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタ
ル者

前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ傭役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下
級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ從軍
記章ヲ授與セズ

第四條 事變ニ關スル軍務ヲ補助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從
軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ
刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未
滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコ
トアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ從
軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

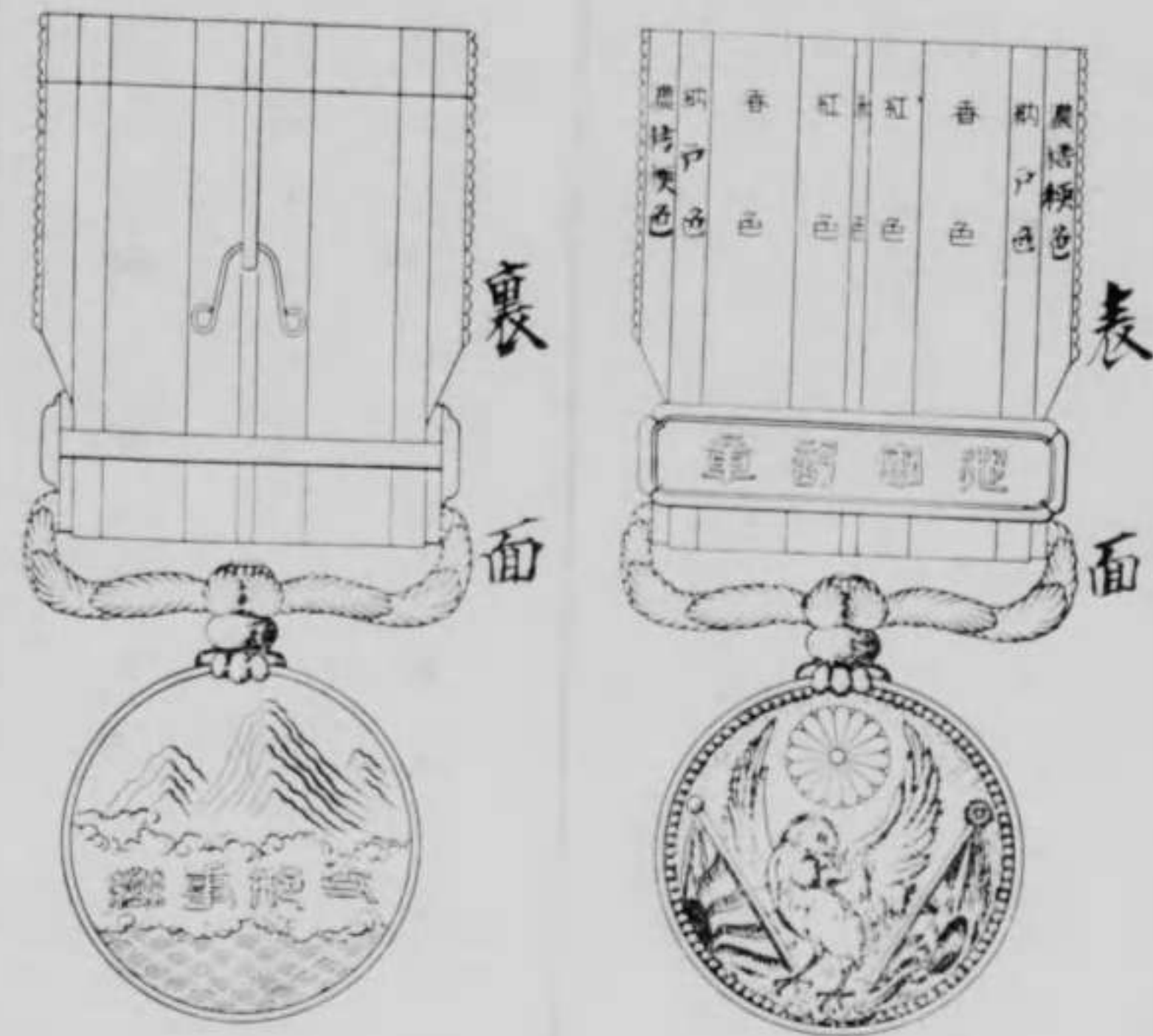
第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ
規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタ
ルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

(日本標準規格B4判) (様原納)

第九條 從軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコト
ヲ許ス

支那事變從軍記章ノ圖



理由書

支那事變ニ付從軍シ又ハ軍事ニ關シ功績アル者ニ對シ從軍記章ヲ授與
スルノ必要アルニ依ル

(日本標準規格 B4 判) (榛原納)

内閣

四四

法制局閣第シ七號
昭和十四年二月九日

(日本標準規格B1列) (様原納)

昭和十四年二月九日内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

賞勳局總裁



支那事變ハ從前ノ戰役ニ比スヘ
キ重大性ヲ有スルヲ以テ右事變
記念ノ表彰章トシテ從軍記章ヲ
制定セラレ可然ト存候ニ付勅
令案ヲ具シ此段允裁ヲ仰ク

閣印 三二

賞勳局

勅令案

支那事變從軍記章令

第一條 支那事變記念ノ表章トシテ特ニ從軍記

章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

章

青銅圓形徑三糎トシ表面ニ菊御紋、八咫
鳥、軍旗、軍艦旗、瑞雲及光ノ圖ヲ鑄出
シ裏面ニ山、雲及波ノ圖ヲ鑄出シ支那事
變ノ四字ヲ識ス

飾版

青銅トシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識ス

鈕

青銅トシ表面及裏面ニ日蔭蔓ノ圖ヲ鑄出ス

綬

織地幅三釐六耗トシ中央赤色、其ノ左右

内側ヨリ各紅色、香色、納戸色、濃桔梗

色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條

從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之

ヲ授與ス

一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關ス

ル特別ノ任務ヲ受ケテ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 事變地ニ臨マザルモ動員部隊若ハ事變ノ爲臨時編成シタル部隊ニ編入セラレ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタル者

前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ傭役人夫ノ類又ハ之
ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且
功績アル者ニ非ザレバ從軍記章ヲ授與セズ

第四條 事變ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ功績アル者
又ハ許可ヲ得テ從軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與
スルコトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章
ヲ授與セズ但シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸
軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ

處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スル
コトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職
セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀
ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免職ノ後
第三條又ハ第四條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ
適用セズ

第八條 從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其

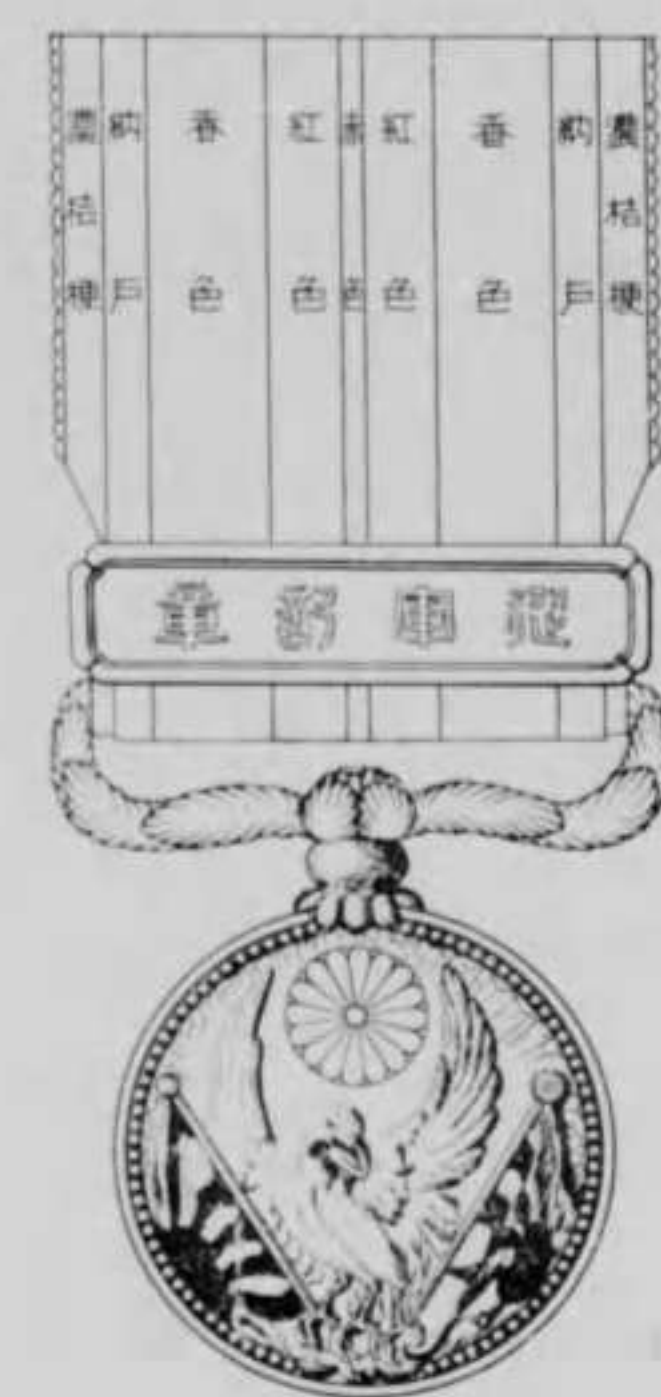
ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 從軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺

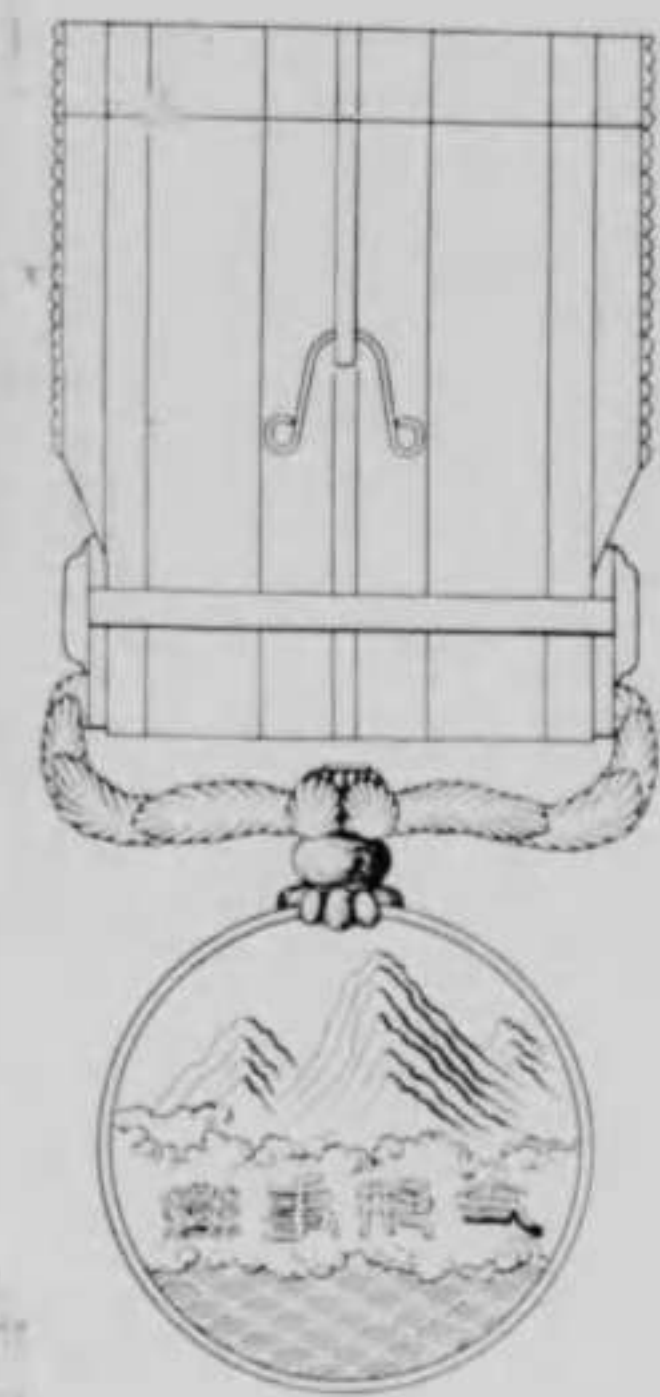
族之ヲ保存スルコトヲ許ス

支那事變從軍記章ノ圖

表面



裏面



昭和六年乃至九年事變從軍記章令

(昭和九年七月二十三日勅令第三百二十五號)

朕昭和六年乃至九年事變從軍記章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大臣副署)

昭和六年乃至九年事變從軍記章令

第一條 昭和六年乃至九年事變記念ノ表章ト

シテ特ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

章

青銅圓形徑三糎トシ表面ニ菊御紋、
背光及上代ノ楯ニ止リタル鷄ノ圖ヲ
鑄出シ裏面ニ陸海軍ノ鐵兜及櫻
花ノ圖ヲ鑄出シ昭和六年乃至九年事
變ノ十字ヲ識ス

飾版

青銅トシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識ス

鈕

青銅トシ表面及裏面ニ日蔭蔓ノ圖ヲ鑄出ス

綬

織地幅三釐六耗トシ中央濃紅色、其ノ左右内側ヨリ各黃色、淺紅色、緋褪色、紅海老茶色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條

從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 事變地ニ臨マザルモ動員部隊若ハ事變ノ為臨時編成シタル部隊ニ編入セラレ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタル者

前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ傭役人夫ノ類又ハ之ニ準スベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ從軍記章ヲ授與セズ

第四條

事變ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從軍シタル者ニハ特ニ

從軍記章ヲ授與スル事アルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前三條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 從軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

昭和六年乃至九年事變從軍記章ノ圖
(圖ハ略ス)

參照

朕昭和六年乃至九年事變從軍記章令ヲ裁可
シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和九年七月二十一日

內閣總理大臣 岡田 啓介

勅令第二百二十五號(官報 七月二十三日)

昭和六年乃至九年事變從軍記章令

第一條 昭和六年乃至九年事變記念ノ表章

トシテ特ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

章

青銅圓形徑三釐トシ表面ニ菊御
紋、背光及上代ノ帽ニ止リタル

鷄ノ圖ヲ鑄出シ裏面ニ陸海軍ノ

鐵兜及櫻花ノ圖ヲ鑄出シ昭和六

年乃至九年事變ノ十字ヲ識ス

青銅トシ表面ニ從軍記章ノ四字

ヲ識ス

鈕

青銅トシ表面及裏面ニ日蔭蔓ノ

圖ヲ鑄出ス

綬

織地幅三釐六耗トシ中央濃紅

色、其ノ左右内側ヨリ各黃色、淺

紅色、緋褐色、紅海老茶色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條 從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當ス

ル者ニ之ヲ授與ス

一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍

事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ事變地

ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 事變地ニ臨マザルモ動員部隊若ハ事

變ノ爲臨時編成シタル部隊ニ編入セラ

レ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル

陸海軍軍人軍屬

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海

軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ關ス

ル傷病者ノ救護ニ從事シタル者

前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ補役人

夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在

リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ

非ザレバ從軍記章ヲ授與セズ

第四條 事變ニ關スル軍務ヲ補助シ特ニ功

績アル者又ハ許可ヲ得テ從軍シタル者ニ

ハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベ

シ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ

ハ從軍記章ヲ授與セズ但シ刑ノ執行ヲ猶

豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法

ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタ

ル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコ

トアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又

ハ免職セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

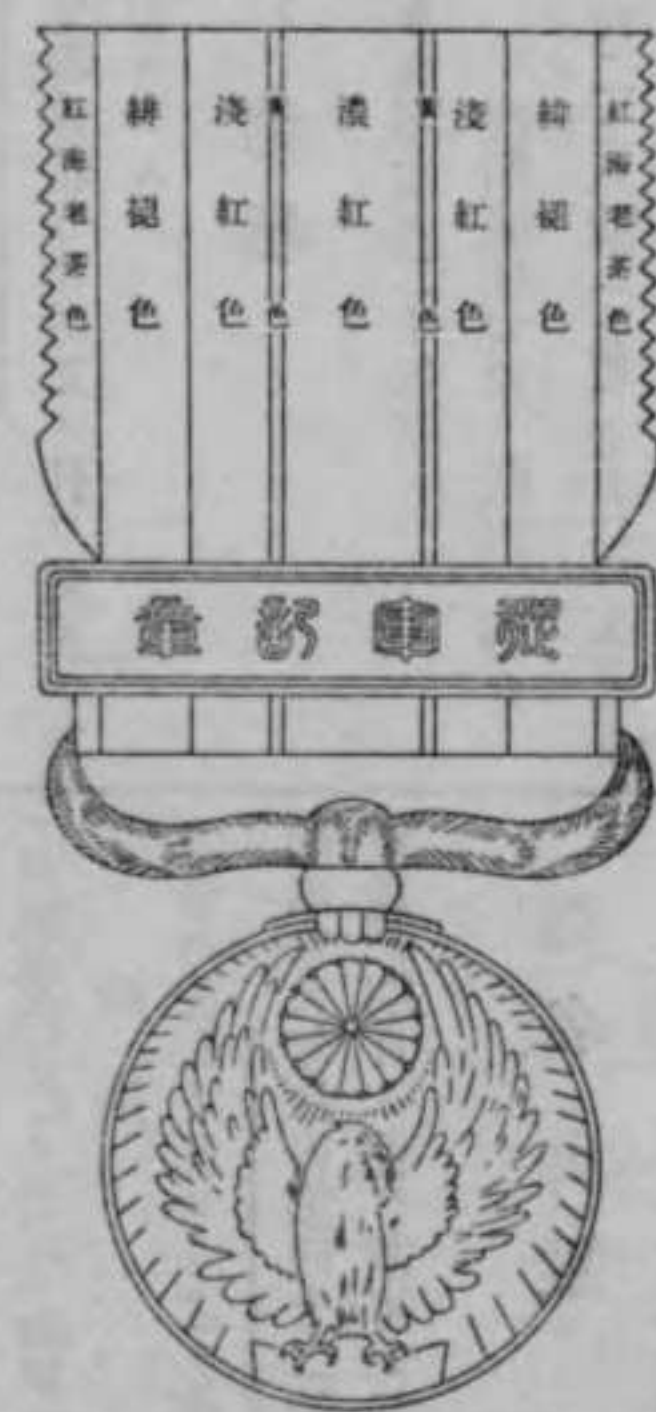
第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

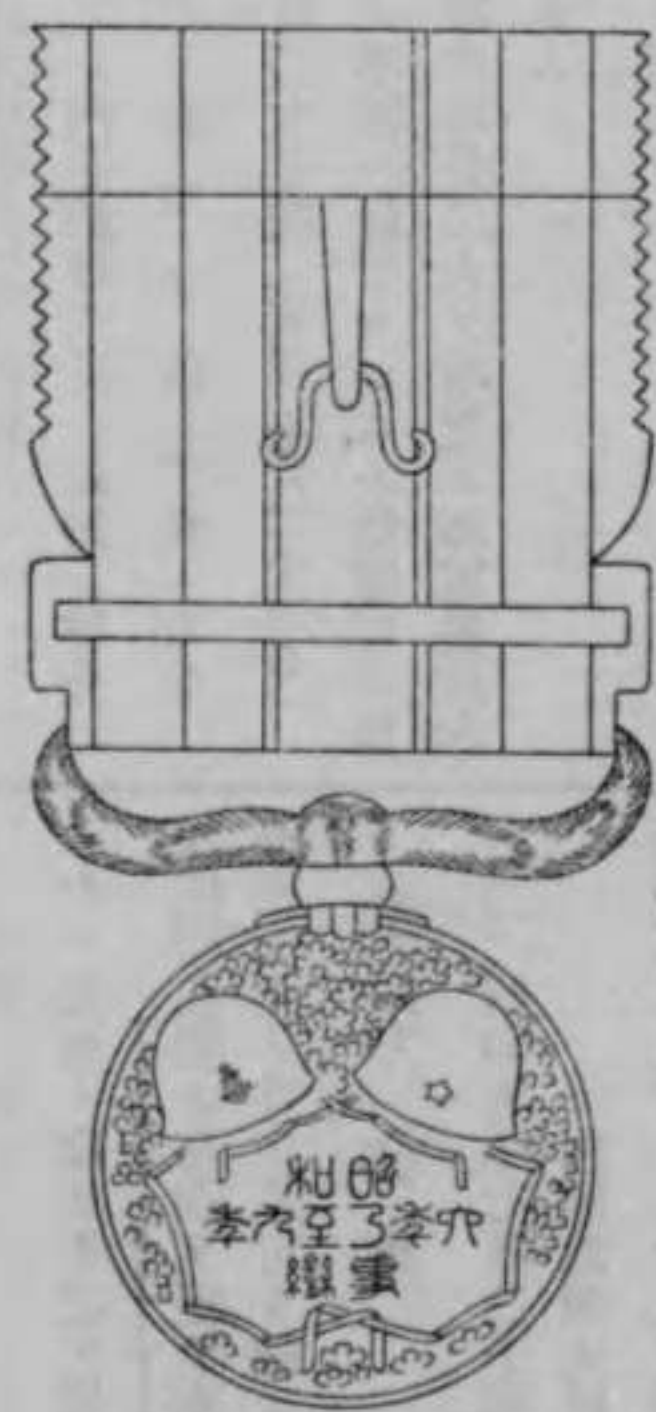
第九條 從軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

昭和六年乃至九年事變從軍記章ノ圖

表
面



裏面



日本標準規格B4判(十一行全)(富井納)

支那事變從軍記章解說

記章表面

中央上部に、菊花御紋章を戴き、配する
 八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞雲、及光を以

昭和六年乃至九年事變上、支那事變

とは相關聯せるものなるを以て、其記章、

又 一
二 部作
と する
と 適當
と 認め
前事變

記章に神武天皇御東征の折の「靈鵲」を配

したるにより、
今回は同じく御東征の折出

現の「ハ咫鳥」を用ふ。共に神の導くまゝ、
に進む皇軍正義の軍たる事を象徴す。
軍旗及軍艦旗と配し、は、陸海軍の燦然
たる戦績と、讀ふると共に、日清、日露兩
戦役従軍記章圖案の傳統と復たしたるもの
なり。「ハ咫鳥」の由來及文献は後に別に
掲ぐ。

記章裏面

山、雲、波の文様に支那事變の四字を刻
む。山及雲の文様は古鏡より、波文様は上

代太刀の鞘の文様より取る。陸海空相協力
を意味すると共に、國軍草創よりの大精神
大伴氏言立^{ことだて}「うみゆかば、みづくかばね
やまゆかば、とさむすかばね、おほぎみの
へにこそしなめ、かへりみはせじ」の意を
兼ねあらはす。

附屬金具

飾板は傳統を守りて「従軍記章」の四字
を刻み、釣金具は昭和六年乃至九年事變記
章と同じく「あめのひかげのかつら」を用

刃、ひかげのかつらは、古事記にあらはれ
たる瑞草、我國大典に用ひらるゝ、由緒深
き草なり。

綬

中央に細く赤色、左右に紅色、香色、納
戸色、濃桔梗色の順に配列したるを經糸と
し、白色の緯糸を以てす。紅色は戦闘、赤
色は忠誠、香色は戰場たる太江、太河の山
川の色をあらはし、納戸色は天空を、濃桔
梗色は海の色を意にして、戰場に打ち立て

られた、陸海軍の勲、空よりの制空權の掌
握、又今事變の特色たる海軍の支那本土の
海上の完全封鎖等を現して經となし、之に
平和の象徴たる白色を緯とし以て、支那事
變の大本願を顯現す。

八咫鳥の由來及文獻

神武天皇紀

既にして皇帥中洲に趣かむと欲す、而か
ら山の中峻絶して復た行くべき路無し、乃

ち棲^{しづ}違^ひいて、其^{ふみ}跋^ふ渉^ふかむ所を知らず、時に
夜夢^{のたまは}みたまはく、天照大神、天皇に訓へま
つりて曰く、朕^{みづかひ}今、頭^や八咫鳥^{をか}を遣す、宣へ
以て御導者^{おほをり}と爲したまへ、果して頭八咫鳥
有り、空より翔^とび来る。天皇曰く、此の鳥
の来る事、自らに祥夢^{ふきゆめ}に叫^{あまのつ}べり。大哉^{よきから}、赫^{さかん}
哉、我皇天照大神以て皇業を助け成さむと
欲せるか、是の時に大伴氏の遠祖日臣命^{いづのみのみこと}
大久米を師^{おほつはらう}ふ、元戎^{いんさう}に督將^{とくしやう}として、山を蹈^ふ
み、道を啓^{ひら}きて乃ち鳥の所向^{むかひ}のまにまに仰

ぎ視て追ふ、遂に菟田下縣^{うたのしもやか}に達^{とど}る。

御像幢の八咫鳥

御即位式の際、紫宸殿前庭に建てらる。

金漆塗の丸い輪を九つ貫き、其上に日に象
つた金漆塗の丸板に赤く三本足の鳥を、い
てある。

八咫鳥形大錦幡

靈鷲形大錦幡と共に大錦幡一對となる。
八咫鳥形大錦幡は五彩瑞雲の錦に頭八咫鳥
を黒く繡にし戟竿に懸けたもので日像轟幡

の南に建てる。

神武紀集解 (物集高見廣文庫)

頭八咫鳥與八咫鏡之八咫其義不同。此謂大鳥如梁史稱天鳥乎。古事記序大鳥導於吉野。正統記神魂命孫武津(身)之命命化為大鳥奉仕於甲前。天皇褒之賜八咫鳥又倭各鈔曆天記云。日中有三足鳥赤色文選謂之陽鳥日本紀謂之頭八咫鳥田氏私記云夜太か良須由是觀之夜太か良須雖本出乎陽鳥矣。日神遣日中陽鳥非無以者乎。故曰自空翔降

古事記曰自天遣八咫鳥書禹貢陽鳥攸居。淮南子曰陽鳥天文志日中三足鳥日跋鳥。
(後同義)

頭八咫鳥形大錦旗（大禮記錄 大正天皇 卷九十五）

五彩瑞雲ノ赤地錦ニ黒絹絲ヲ以テ頭八咫鳥形ヲ繡ス長サ十八尺幅三尺兩面製形狀仕樣金物其ノ他總テ日像纛旗ニ同シ以下諸旗ニ明記ナキモノハ此ノ例ニ據ル

竿頭ノ戟ハ舊儀ノ四神旗ニ據リテ片枝鉦トス戟長サ三尺五寸木製銀箔押鐔厚サ三寸圓徑一尺金箔押竿長サ二十四尺二寸口徑五寸二分末口徑三寸五分（竿太サ本口四寸五分末口三寸ヲ纛旗ノ例ニ依リ變更ス）塗色金物等ハ日像纛旗ニ同シ

頭八咫鳥考證

此ハ神武天皇東征ノ時皇軍ヲ導キタル神鳥ヲ圖像セルモノナリ本圖ハ
日本書記神武天皇紀ニ自空翔降郷導皇師乃尋鳥所向仰見而追之トアル
ニ據リテ飛翔形ト爲セリ

案スルニ大寶ノ舊制ニ銅鳥幢ト云フモノアリ三咫ノ鳥形ヲ竿頭ニ表置
セリ此ヲ以テ頭八咫鳥ヲ象スルモノトスルノ説ハ淳和天皇御即位記ニ
基ケリ北山抄裡書ニ之ヲ引テ曰ク

弘仁十四年四月廿七日辛亥即位記云々中務率内舍人列立近伏南大舍
人主殿執威儀物立東西圖書主殿燒香及立八咫鳥日形云々供設一如元
正儀

トアリ大日本史禮樂八ニ之ヲ引テ曰ク

銅鳥幢、柄長三丈「云々」其上立三足金鳥高三尺五寸張翼舒頸座下

施玉旒七旒長一丈餘玉旒據
賴業記蓋象頭八咫鳥也蓋以下北山抄引
弘仁十四年即位記

トアリ之カ淵源ニ溯ルトキハ蓋シ源順ノ倭名類聚抄ニ出ツ其ノ文ニ曰

ク

陽鳥ヤマカラス歷天記曰、日中有三足鳥、赤色、今按、文選謂之陽鳥日本紀謂

之八咫鳥田氏私記云夜太加
良須

是レ日中鳥ヲ以テ頭八咫鳥ト爲シタルノ權輿ナリ歷天記ハ今知ルヘカ

ラス日中三足鳥ノ說ハ春秋緯元命苞ヲ以テ出處ト爲スヘシ其ノ文ニ曰

ク

(日本標準規格B4列) (藤原納)

元開陽爲天積精爲日散而分布爲大辰天一陽成於三故日中有三足鳥三
足鳥者陽精僂呼也、僂呼溫潤生長之言

トアリ古書皆之ヲ引ケリ、頭八咫鳥ヲ以テ日中鳥ト同物トシ即チ三足

ニシテ赤色トナシタルハ源順ノ創說ナレトモ引證正確ナラサルヲ以テ

信スルニ足ラス狩谷掖齋ノ箋注ニ之ヲ辯シテ曰ク

歷天記無攷、按、徐堅初學記及文選蜀都賦、李善注、竝引春秋元命

苞曰、日中有三足鳥、中略按、頭八咫鳥者、天照大神、爲神武帝遣

以爲卿導之神鳥也、古事記所載同、源君以爲日中鳥者誤矣、又按夜

太加良須、彌尺鳥之義、謂大鳥也

トアリ是ニ由テ之ヲ觀レハ、銅鳥幢モ亦頭八咫鳥ノ三足ヲ證スルニ足

ラサルナリ、大日本史ノ記事ノ如キハ形狀ノ如何ヲ證スルニ非ラスシ
テ盛儀ノ現況ヲ記述セシニ過キス、若シ鳥ニ三足アリ、赤色ナルカ又
ハ其ノ一アルモ、顯著ナル特徴ナレハ、史上必スヤ特筆大書セサルヘ
カラス、然ルニ一言之ニ及フモノナク、古今ノ學者亦一モ之ニ言及セ
サルヲ以テ之ヲ推スモ、其ノ三足ニアラス亦赤色ニアラサルコト斷シ
テ知ルヘシ、然ラハ頭八咫鳥ハ果シテ如何ナルモノカ
按スルニ八咫鳥ハ其ノ靈ヲ祭レル八咫鳥神社アリ其ノ苗裔ニ賀茂縣主
アリ、此等ニ就イテ溯ラハ必スヤ其ノ源ニ逢フヘシ所信ノ一班左ノ如
シ

古語拾遺曰、賀茂縣主遠祖八咫鳥者導宸駕顯瑞菟田之徑言餘抄云、

(日本標準規格B4判) (模原納)

八咫鳥者、賀茂縣主遠祖、建津之身命所化也(釋日本紀亦同說)姓
氏錄、山城國神別天神部曰、賀茂縣主カムヤムスミ神魂命孫武津タケツ之身命ミコト之後也、
鴨縣主賀茂縣主同祖、神日本磐余彥天皇カムヤマトイハレヒコノミコ武ミケ欲向中州之時、山中嶮
絶跋涉失路、於是神魂命孫、鴨武津之身命化如大鳥オホトリ翔飛奉導、遂達
中州時天皇嘉其有功特厚褒賞、八咫鳥之號ナヅナリ從此始也
神皇正統記云神魂の命の孫、武津之身の命大鳥となりて、軍の御さ
きにつかふまつる、天皇ほめて八咫鳥と號し給ふ
續日本紀曰慶雲二年九月丙戌置八咫鳥神社于大倭國宇太郡祭之、
延喜式神名帳、大和國宇陀郡八咫鳥神社
是レ不易ノ史實ト爲スヘキナリ、左レハ八咫鳥ハ建津之身命、天照大

神ノ威靈ニ依リ化シテ大鳥トナリ、翔飛シテ皇軍ヲ鄉導シタルモノニ
シテ黒羽二足タルコト斷シテ疑ヒ無キナリ
尙先哲諸家ノ説、古事記傳、古史傳、日本書紀通釋、同講義、瀬見
の小川、安齋雜考其ノ他數多アレトモ皆頭八咫ノ解釋ニ過キス、一
モ三足ニ及ヘルモノナシ故ニ此ニ贅セス

(日本標準規格B4判) (榛原納)

陸軍

支那事變從軍記章圖案八咫鳥ノ足ニ付テ

神武天皇ヲ導キタル八咫鳥ヲ三本足トナサントスルハ支那ノ陽鳥
ト混同セルモノニシテ適當ナラス 二本足トナスヲ可トス

理由

一陽鳥ハ日中ノ鳥ヲ謂ヒ三本足ナリトスルハ支那ニ傳ハル處ナリ
之カ解説ハ種々ナルモ日ハ陽ニシテ外熱シ内陰トナリテ黒鳥ヲ
象ルト謂ヒ或ハ陽ハ一、三、五等ヲ現ハシ日中ノ陽鳥ヲ陽數タ
ル三足トナス等アリ
而レトモ支那ノ文獻ニ於テスラ日中三足ノ鳥ヲ喟フ者アリテ日
中ノ鳥月中ノ兎ハ詩人之ヲ用ヒタル所漢代以降一般ニ通用セラ
ルルニ至リタリト謂ヒ或ハ日ヲ君德ニ譬ヘツツ三足ノ鳥ニ辱メ
ラルルヲ指適スル等又太陽ノ火中ニ黒ク鳥ノ如キモノアルヲ以
テ陽鳥トナスモ何ゾソノ眼嘴羽翼三足ヲ見ンヤ等説ケリ

以上根據薄弱ナル陽鳥ヲ以テ我國ノ八咫鳥ニ移シテ三足ノ鳥トナスハ既ニ誤ナリ

ニ即チ我國文獻ノ多クハ神武天皇ヲ導キタル鳥ニ八咫鳥ノ名稱ヲ使用シアルモ足ヲ三本ナリトハ書シ非ス 本居宣長カ古事記傳解説ニ於テ和名抄歷天記ニ日中三足ノ鳥アリテ赤色ナリ文選ニ之ヲ陽鳥ト謂ヒ日本紀ニ之ヲ鴈八咫鳥トアルハ心得ストナセル如ク八咫鳥ト陽鳥ヲ混同スル事ノ不可ナルハ言ヲ俟タス
タダ天照大神（日神）ガ日中ノ鳥ヲ遣シタルニヨリ八咫鳥ニ陽鳥（三本足）ヲ使用スルモ故ナキニ非ザルカトノ論アルモ要スルニ使用スルモ支障ナカルベシノ程度ニテ三本足ナリト斷定スヘキ理由トハナラス

三 次ニ從來使用セラレタルモノニ付キ八咫鳥ノ像ヲ見ルニ即位式紫宸殿前庭ノ幢幡ニ明治以降即チ大正、昭和ノ時ハ日月幢及金鷄八咫鳥ノ幢ヲ樹ツ而シテ金鷄ハ止マル形ニテ足ハ不明ナリ又

陸軍

二足ナルモ八咫鳥ハ飛ベル形ニテ足ハ不明ナリ 又日ハ金、月ハ銀色ナルモ昔ハ之ト異リ日ハ其ノ圖中ニ赤色三足ノ鳥ヲ月ハ兎ヲ畫キソノ中央ニ別ニ鳥像幢（鳥銅幢トモ稱ス）ヲ樹ツ

此鳥銅幢ノ鳥ト昔ノ日像幢ニ畫キタル鳥ハ時代ニヨリ異リ

後花園天皇ノ文安御即位ノ際ノ調度ニハ日幢ニ三足ノ鳥ヲ鳥像幢ニハ二足ノ鳥トアリ

御桃園天皇ノ時ニハ之ト全ク相反シテ日幢ハ二足 鳥像ハ三足トナル

以上ニヨリテモ八咫鳥ヲ二足或ハ三足ト決定スルノ出所ナシ 其他賀茂神社ノ旗ニ又熊野神社ノ額ニ八咫鳥ヲ三足トナセルモノ及民間美術家ノ間ニ八咫鳥ヲ三足トセルモノアルモ共ニ八咫鳥ヲ神秘的靈鳥ト視テ支那流ノ三足トナスヲ寧ろ口效果的トナスモノナルヘシ

四 以上記シタル所ニヨリ八咫鳥ヲ三足トナスハ支那流思想ナルコ

ト論ナキ所ナルモ今日日本ニ於テ普通ニ使用セラルル八咫ノ鏡(支那ノ八稜鏡ニシテ日本古來ノ圓鏡ニ非ズ)或ハ草薙劍(兩刃トナリアルモ日本古來ノ刀ニ非ズ)ノ如ク常職化セラレテ何人モ疑ハサル如クナラハ別ナルモ八咫鳥ニ就キテハ未タ判然トソノ形ヲナセルモノナキ有様ナルヲ以テ今殊更三足トナシテ支那流ニアル要ナク況ンヤ支那克服ノ從軍記章ニ之ヲ使用スルハ適當ナラス

即チ日本歴史ニ現ハレタル一生物ト視テ二足トナスヲ至當トス

綬

一支那事變從軍記章令

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段
及通牒候也

昭和十四年七月十九日

樞密院議長公爵近衛文磨

內閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

臣等支那事變從軍記章令
諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十九日ヲ以テ審議ヲ
盡シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ
聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十四年七月十九日

樞密院議長公爵臣近衛文麿

勅令第

號

支那事變從軍記章令

第一條 支那事變記念ノ表章トシテ特

ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

章

青銅圓形徑三糎トシ表面ニ

菊御紋、八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞

押

密

防

飾版

雲及光ノ圖ヲ鑄出シ裏面ニ
山、雲及波ノ圖ヲ鑄出シ支那
事變ノ四字ヲ識ス

青銅トシ表面ニ從軍記章ノ
四字ヲ識ス

鈕

青銅トシ表面及裏面ニ日蔭
蔓ノ圖ヲ鑄出ス

綬

織地幅三糎六耗トシ中央赤
色、其ノ左右内側ヨリ各紅色、
香色、納戸色、濃桔梗色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條

從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該

當スル者ニ之ヲ授與ス

一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又

ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケ
テ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人
軍屬及文官

二 事變地ニ臨マザルモ動員部隊若
ハ事變ノ爲臨時編成シタル部隊ニ
編入セラレ又ハ事變ニ關スル軍務
ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル
陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組
船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ
關スル傷病者ノ救護ニ從事シタル
者

前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ傭

役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ從軍記章ヲ授與セズ

第四條 事變ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スル

コトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ處刑免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

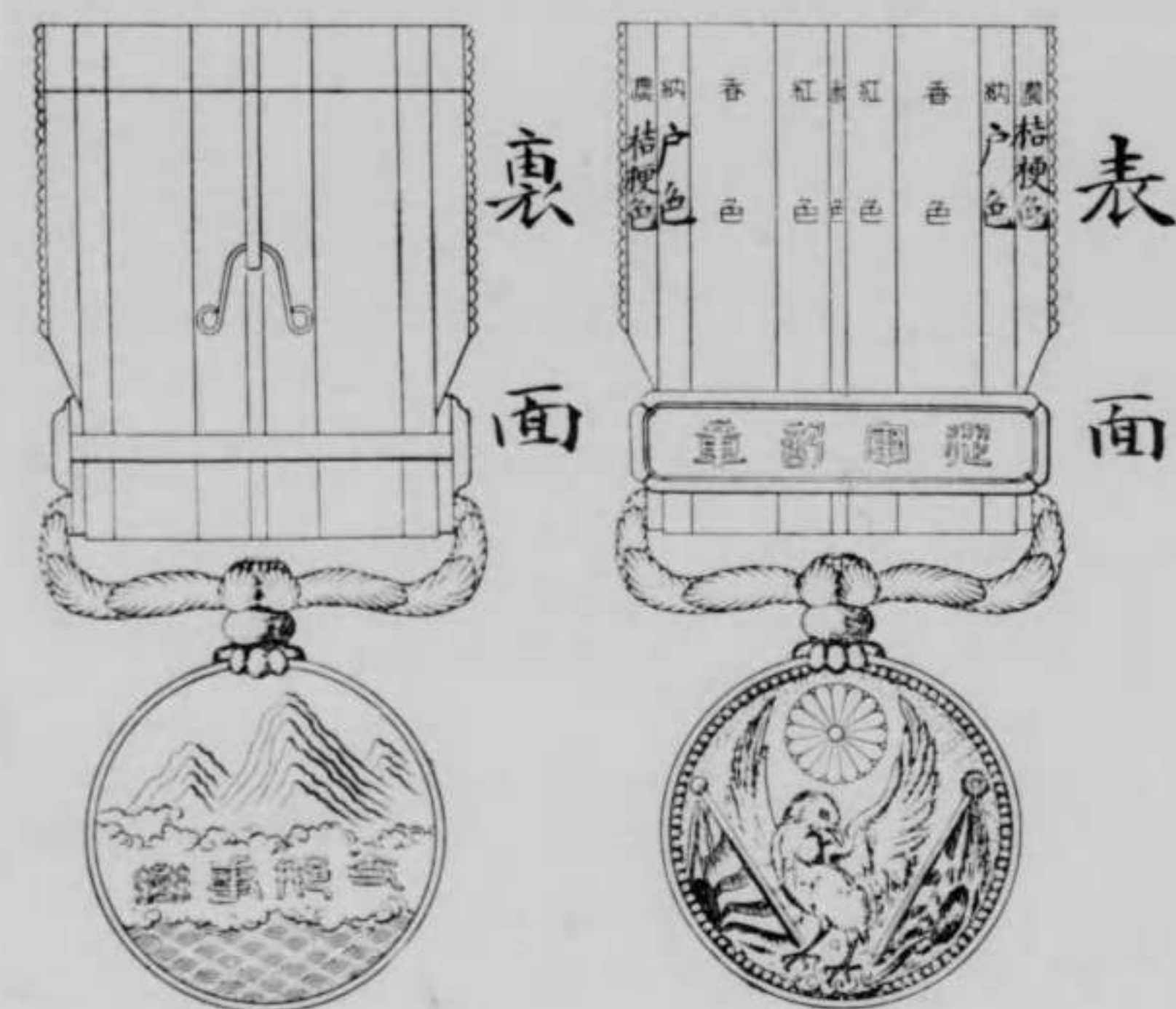
第八條 從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 從軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

支那事變從軍記章ノ圖

本件「各大臣」花押アルモ未だ閣
 議決定トセス保留セラレタルモノ
 ナリ

昭和十四年五月九日



閣中三二

昭和十四年四月二十四日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 近

法制局長官



外務大臣

近

陸軍大臣

海

文部大臣

尾

逓信大臣

重

厚生大臣

近

内務大臣

近

海軍大臣

近

農林大臣

近

鐵道大臣

近

近衛樞密院議長

大藏大臣

近

司法大臣

近

商工大臣

近

拓務大臣

近

支那事變從軍記章令

起案上申ス依テ

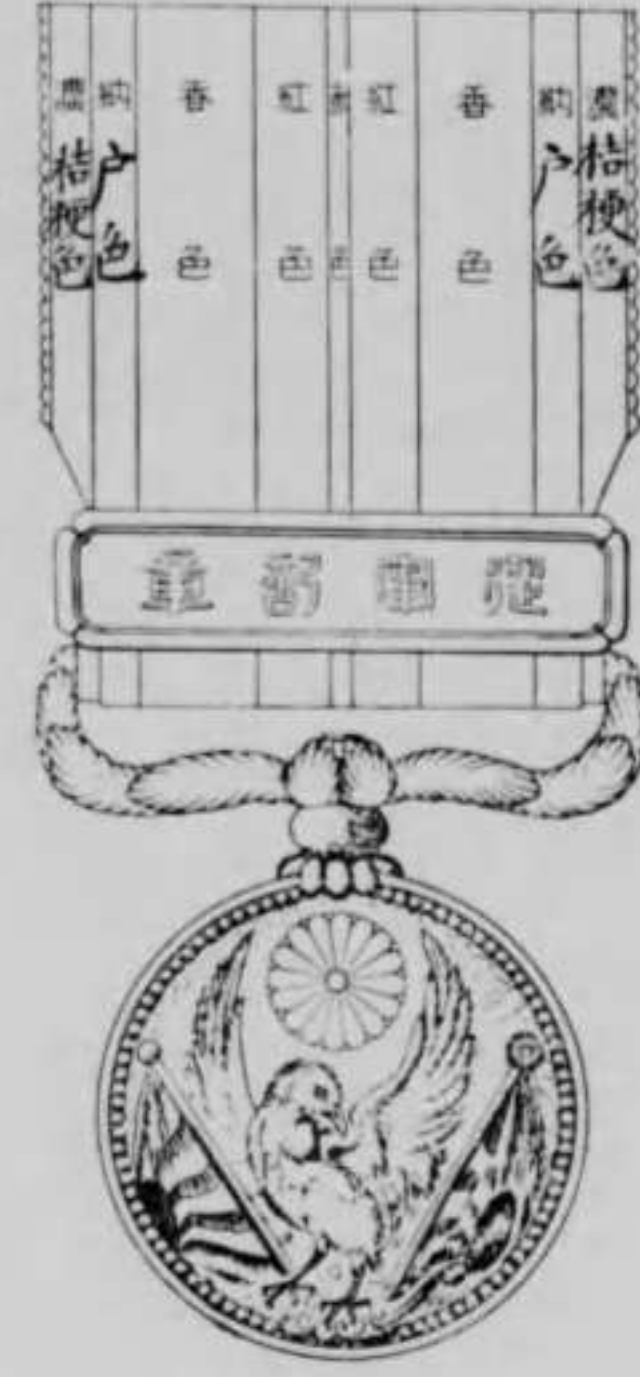
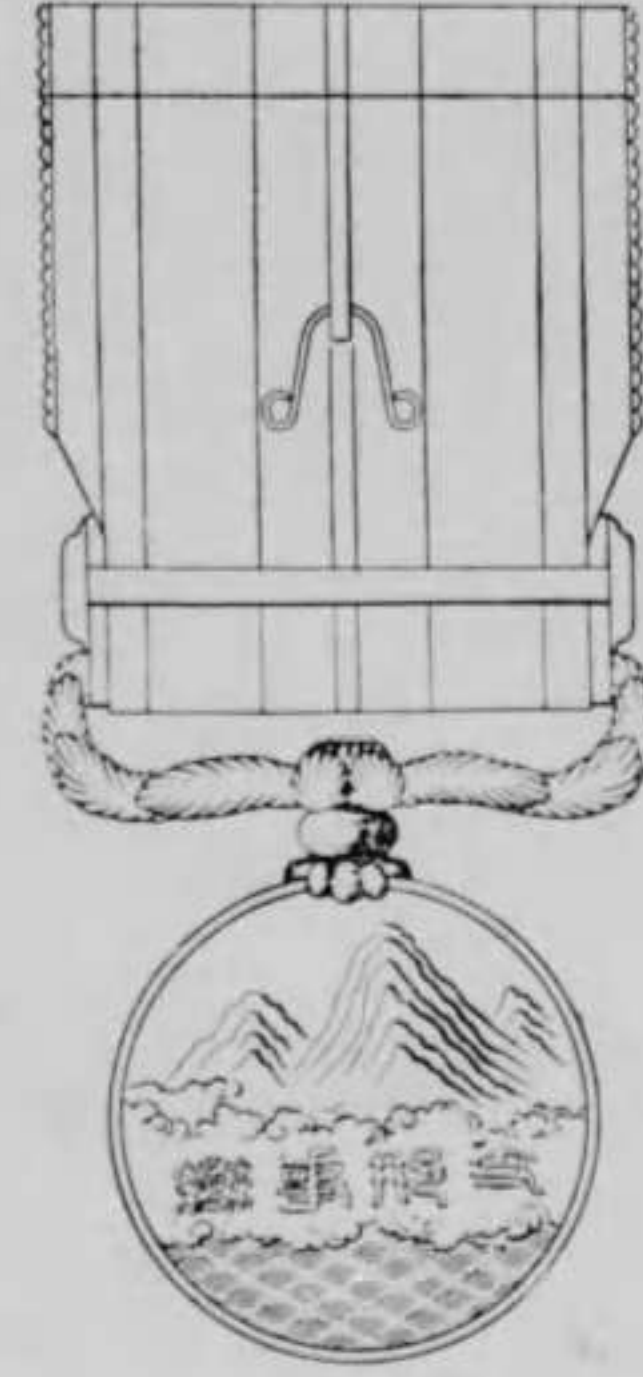
別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

法制局

裏面

表面



別紙ノ通

押
密
治
制
局

附

支那事變從軍記章令審査報告

謹デ今回御諮詢ノ支那事變從軍記章令ヲ審査
スルニ本件ハ從前戰役又ハ事變ノ都度各別ニ
從軍記章ヲ設定シタル例ニ倣ヒ今次ノ支那事
變ニ關シテモ亦特別ノ從軍記章ヲ設定シ之ガ
爲ノ必要ナル條規ヲ定メントスルモノニシテ
其ノ條規ノ要旨ハ一、支那事變記念ノ表章トシ
テ特ニ從軍記章ヲ設ケ二、其ノ圖式及佩用
式ヲ定メ三、此ノ從軍記章ハ内事變地ニ在
リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任

務ヲ受ケテ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人軍
屬及文官(四)事變地ニ臨マザルモ動員部隊若ク
ハ事變ノ爲メ臨時ニ編成シタル部隊ニ編入セ
ラレ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海
軍軍人軍屬(四)事變ニ關スル軍務ニ從事シタル
陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組船員(二)陸海軍
官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ關スル傷病者ノ救護
ニ從事シタル者ニ之ヲ授與シ尤モ此等諸項ノ
一ニ該當スル者ト雖傭役人夫ノ類又ハ之ニ準
ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服

シ且功績アル者ニ非ザレバ之ヲ授與セザルコ
トトシ(條三)(四)事變ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ
功績アル者又ハ許可ヲ得テ從軍シタル者ニハ
特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベキモノト
シ(條四)(五)禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ
從軍記章ヲ授與セズ但シ刑ノ執行ヲ猶豫セラ
レタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年
未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情
狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベク(條五)懲戒
ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタ

ル者ニモ特別ノ情狀アル場合ヲ除クノ外之ヲ授與セズ(第六條)尤モ其ノ處刑免官又ハ免職後ニ於テ前記授與ノ資格ニ該當スル者ニハ之ヲ授與シ又ハ授與スルコトアルベキモノトシ(第七條)
(六)從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖仍之ヲ授與スルコトトシ(第八條)
(七)從軍記章ハ本人終身之ヲ佩用シ其ノ死亡後ハ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス(第九條)
ノ諸點ニ在リテ本件勅令ニ於ケル記章ノ授與佩用及保存ニ關スル條規ハ曩ニ滿洲事變

ノ爲メニ制定セラレタル昭和六年乃至九年事變從軍記章令昭和九年勅令第二十號第一條規ト同文ナリ

按ズルニ本件ハ今次ノ支那事變ニ關シ其ノ記念表章トシテ特殊ノ從軍記章ノ制ヲ定メントスルモノニシテ其ノ趣旨ニ於テ之ヲ當然トスベク其ノ條項ニ於テモ亦別ニ支障ノ虞ヲ認ムズ仍テ本件ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十四年七月十四日

樞密院書記官長村上恭一

樞密院議長公爵近衛文麿殿

閣印三三

昭和十四年七月二十七日公布

昭和十四年四月二十四日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

山

法制局長官

支那事變從軍記章授與規程起案
上申又依テ別紙ノ通閣令公布、
コトニ決定相成可然ト認ム

閣令案

別紙ノ通

付箋

件ハ五月十九日公布
所度

法制局

官房總務課

御中

去
司
局